

ITER 計測装置設計のための核解析及び調達管理に係る
労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITERプロジェクト部 計測開発グループ

1. 件名

ITER 計測装置設計のための核解析及び調達管理に係る労働者派遣契約

2. 目的

本仕様書は、ITER 建設活動において国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）が国内機関の責務として実施する ITER 計測装置（マイクロフィッシュンチェンバー、周辺トムソン散乱計測装置、ポロイダル偏光計測装置、ダイバータ不純物モニター、赤外サーモグラフィ及び下部ポート統合機器）の設計に必要な核解析と調達作業管理に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

ITER 計測装置の核解析を実施し、設計改良に必要な核発熱、弾き出し損傷量、放射化、空間線量率、吸収線量などを評価するとともに計測開発グループ内核解析チームの活動全般を管理する。具体的な作業は以下のとおり。

(1) ITER 計測装置設計のため核解析

- (ア) 3 次元 CAD と CAD 変換ソフトウェア（主に TopMC）を使用しての核解析コード用
入力モデルデータの作成作業
- (イ) 中性子輸送計算コード（主に MCNP）を用いての中性子輸送解析
- (ウ) 放射化計算コード（FISPACT, ACT-4 等）を用いての放射化計算
- (エ) 中性子輸送計算コードを用いての中性子照射実験の解析
- (オ) 解析用コードの改良に関する作業

(2) 核解析活動に関わる管理業務

- (ア) 核解析チームにおける作業割当、進捗管理等の核解析活動全般の統括と管理
- (イ) 計測装置担当者との核解析に関する計算条件の協議
- (ウ) ITER 機構担当者との核解析に関する技術協議への出席及び関連資料（英語）の作成
- (エ) ITER 機構に提出する核解析関連図書（英語）の作成
- (オ) 核解析及び核解析関連資料・図書作成における核解析チーム員への技術指導と支援
- (カ) 核解析用並列計算機の保守管理

(3) 計測開発グループにおける調達管理に関する業務

- (ア) QST が指定する会合（日本語または英語）等への出席及び関連資料の作成
- (イ) 品質管理に関する作業（品質管理関連文書作成、監査対応等）
- (ウ) 外注用仕様書作成及び契約の作業管理
- (エ) 解析用データサーバ、その他計算機及びネットワークの運用管理
- (オ) QST が指定する調査、他部署との調整

(4) その他付随的業務（上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に わりなく派遣労働者の業務とされているもの。）

4. 派遣期間、業務日及び業務時間、人員

(1) 派遣期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(2) 業務日及び業務時間

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

(3) 人員 1名

派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST と協議の上必要な処置を講じること。

(4) 就業時間及び休憩時間

(ア)就業時間：9：00～17：30（休憩時間 60 分を含む）

(イ)休憩時間：12：00～13：00

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

5. 就業場所

茨城県那珂市向山 801 番地 1

QST

那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部 計測開発グループ

電話番号：029-210-2705

ただし、QST が認める場合は必要に応じて派遣労働者の自宅等

6. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部 計測開発グループ

7. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部 計測開発グループリーダー

8. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

9. 必要な要件

- (1) 3 次元 CAD ソフトウェア CATIA V5 及び CAD 変換ソフト TopMC/SuperMC/MCAM の使用経験が 3 年以上あること（MCAM、SuperMC は TopMC の過去バージョン時の名称）。
- (2) 核融合計測装置のように、構造材のみならず様々な機能部材と物質組成からなる複雑な機器構成を持ち、中性子束強度が数桁オーダーで変化する環境内に設置されるシステムに対する中性子輸送解析コード MCNP による核解析の実務経験を 3 年以上有すること。
- (3) MCNP バージョン 6 のソースコードの使用許可を開発元の米国 RSICC より得ていること。
- (4) 放射化計算コード FISPACT-II もしくは ACT-4 の使用ライセンスを保有していること。

- (5) データサーバの保守管理作業に当たり第二種情報処理技術者以上の資格を有していること。
- (6) 内部監査員養成講座（ISO9001/JEAC4111）の受講を修了していること。
- (7) 上記業務に必要な英文専門文書の理解と作成及び ITER 機構との英語による協議を行える英語能力を有すること。
- (8) 上記業務を遂行する上で必要となるパソコンソフト（MS-Word、MS-Excel 及び MS-PowerPoint）を用いて文書を作成することが可能なこと。
- (9) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能なこと（日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること）。

1 0. 派遣先責任者

QST

那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

1 1. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。」

1 2. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

1 3. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち (1) ~ (5) については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」（人事担当課）へ各 1 部、(6) については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 仕様書「9. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨（60 歳以上の場合はその旨）、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被

保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記(4)における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等

・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等

・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

1.4. 検査条件

毎月履行完了後、QST職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1.5. その他

(1) 派遣期間終了後、QSTが派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。

(2) QSTの業務の都合により、当該業務を本仕様書に定める就業場所以外（海外を含む。）で実施するための出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。

(3) 派遣元は、QSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、QSTの規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

(4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちにQSTに連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかをQSTと協議し、その指示に従うこととする。

(5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、QSTが実施すべき科目を除く。）を受講させること。

(6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QSTの情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。

① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。

② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

1.6. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に

適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 7 . 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

以 上